

## 地域支援者になられる方へ

### ～地域で支える安全安心なまちづくりを目指して～

平成 23 年の東日本大震災では、児童と地域の住民などの地域コミュニティが一緒になって避難をしたり、避難所の運営をしたり、様々な自助・互助の活動が見られました。こういった大規模な災害発生時には、「自分の命は自分で守る」という“自助”、「自分たちのまちは自分たちで守る」という“互助”で、被害を最小限にとどめることが大切です。

近年の地震・風水害においては、死者や行方不明者の多くが 65 歳以上の高齢者となっており、避難行動要支援者の対策は、災害時の人的被害を少なくするための重大課題とされています。また、地域コミュニティの衰退や災害経験の減少により、危機意識が低下している現況も踏まえ、地域における自助・互助を再生するための取り組みが必要とされています。これらのことから、「避難行動要支援者支援制度」を実施し、市と地域において避難行動要支援者の情報を平時から共有することで、災害時に支援が必要な方がどこに住んでおられるかを地域の中で把握し、災害発生時の迅速な安否確認や避難支援を行える支援体制を目指します。

本制度の実施にあたっては、平時からのご近所づきあいが災害時の助け合いの力になります。地域支援者として、支援をしていただく皆様のご理解とご協力を心からお願いいたします。

蒲郡市 長寿課

#### <地域支援者とは>

地域支援者とは、避難行動要支援者へ普段からの見守りや災害が発生、または災害が発生するおそれがあるときに、避難支援や安否確認、避難所での生活支援を行う方です。

地域支援者には避難行動要支援者の「避難行動要支援者個別支援計画」が提供され、災害時の支援に役立てられます。

※「避難行動要支援者個別支援計画」は、避難行動要支援者の大事な個人情報になりますので、取り扱いには十分注意していただき、適正な管理をお願いいたします。

平常時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 普段からあいさつを交わし、地域の活動に呼びかけるなどして避難行動要支援者と交流を図り、できる範囲で見守りをする。</li><li>・ 「避難行動要支援者個別支援計画」をよく読み、必要に応じて、避難行動要支援者から情報を聞き取るなど、避難行動要支援者の状態や災害時の支援方法を把握しておく。</li></ul>
災害が発生、または発生するおそれがある時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難行動要支援者へ災害情報の伝達をする。</li><li>・ 避難行動要支援者の避難支援を行う。 → 地域支援者だけでは避難支援が困難な状況であれば、周りの方や自主防災会、消防機関、警察機関等へ援助を要請する。</li><li>・ 避難所への避難後、避難行動要支援者の安否確認を行う。 → 安否が確認できない場合は、自主防災会や消防機関、警察機関等へ報告する。</li><li>・ 避難行動要支援者の避難所での生活支援、環境整備を行う。 → 避難所での生活が避難行動要支援者の身体に支障をきたす場合、福祉スペースの確保（避難所の教室・保健室等の活用）や災害対策本部への福祉避難所への移送の要請を行う。</li></ul>

災害時には地域支援者自身や家族の安全確保を最優先していただき、たとえ地域支援者の役割を果たせなかったとしても責任を問われることは決してありません。